

## 新型コロナウイルスワクチンに関する意見書

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は全世界で猛威をふるい、国外では急ピッチでワクチンの開発が進められてきました。その結果、アメリカ、イギリスをはじめとしたワクチン接種を加速化させてきた国々では、急速に日常を取り戻しつつあります。日本においても、全ての人々が新型コロナウイルス感染症の終息を願う中、切り札としてワクチンに大きな期待が寄せられています。昨年12月に改正された予防接種法において、新型コロナウイルスワクチンについては市町村が接種を勧奨するとともに、国民は接種に努めることとされています。新型コロナウイルスワクチンに限らず、一般的に、ワクチンは接種後に副反応が生じることがあるため、各人がワクチン接種により期待される効果とリスクを比較・勘案し、接種するかどうかを自身で判断できるよう、国はワクチンの有効性や安全性等について正確な情報を周知する必要があります。

ワクチンを接種するかどうかについては、最終的に個人の判断が尊重されるべきことから、ワクチンを接種しない人が社会的に不利益を被ることや、雇用主等から接種を強要されることはあってはならないことです。

よって、国におかれては、感染症対策のこれまでの基本的な取り組みを強化しつつ、更に適切な措置を講じるため、下記事項に取り組まれるよう、強く要望します。

### 記

- 1 ワクチン接種は、強制ではなくあくまで本人の自主的な判断とすること。その判断のために、ワクチンのメリットとリスクに関する正確な情報を迅速

に伝えること。

2 ワクチン接種の有無による社会的差別を受けないよう、周知・啓発により国民に理解を求めるなど対策を講じること。

3 一元的な相談窓口を設置するとともに、副反応による健康被害に対し、その原因調査と健康を取り戻すための支援についても積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月15日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、  
内閣官房長官